

添付法令資料 4 :

特許に関する 2016 年 8 月 26 日付インドネシア共和国法律 No.13 (目次)
同日施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条)
- 第 2 章 特許の保護範囲
 - 第 1 節 通則 (第 2 条ないし第 4 条)
 - 第 2 節 発明
 - 第 1 款 特許を受けることができる発明 (第 5 条ないし第 8 条)
 - 第 2 款 特許を受けることができない発明 (第 9 条)
 - 第 3 節 特許の主体 (第 10 条ないし第 13 条)
 - 第 4 節 先使用権者 (第 14 条ないし第 18 条)
 - 第 5 節 特許権者の権利及び義務 (第 19 条ないし第 21 条)
 - 第 6 節 特許の保護期間 (第 22 条及び第 23 条)
- 第 3 章 特許出願
 - 第 1 節 出願の要件及び手続 (第 24 条ないし第 29 条)
 - 第 2 節 優先権を伴う出願 (第 30 条ないし第 32 条)
 - 第 3 節 特許協力条約に基づく出願 (第 33 条)
 - 第 4 節 方式審査 (第 34 条ないし第 37 条)
 - 第 5 節 出願の補正及び分割
 - 第 1 款 通則 (第 38 条)
 - 第 2 款 出願の補正 (第 39 条及び第 40 条)
 - 第 3 款 出願の分割 (第 41 条及び第 42 条)
 - 第 6 節 出願の取下げ (第 43 条)
 - 第 7 節 受理されない出願及び守秘義務 (第 44 条及び第 45 条)
- 第 4 章 公開及び実体審査
 - 第 1 節 公開 (第 46 条ないし第 50 条)
 - 第 2 節 実体審査 (第 51 条ないし第 56 条)
- 第 5 章 出願の承認又は拒絶
 - 第 1 節 通則 (第 57 条)
 - 第 2 節 承認 (第 58 条ないし第 61 条)
 - 第 3 節 拒絶 (第 62 条及び第 63 条)
- 第 6 章 特許審判委員会及び審判請求
 - 第 1 節 特許審判委員会 (第 64 条ないし第 66 条)
 - 第 2 節 審判請求
 - 第 1 款 通則 (第 67 条)
 - 第 2 款 出願の拒絶についての審判請求 (第 68 条)
 - 第 3 款 既に特許を受けることができた明細書、クレーム及び／又は図面に対

- する訂正についての審判請求（第 69 条）
- 第 4 款 特許を付与する決定についての審判請求（第 70 条及び第 71 条）
- 第 3 節 法的措置（第 72 条及び第 73 条）
- 第 7 章 権利の移転、ライセンス及び信託担保の客体としての特許
 - 第 1 節 権利の移転（第 74 条及び第 75 条）
 - 第 2 節 ライセンス（第 76 条ないし第 80 条）
 - 第 3 節 強制ライセンス
 - 第 1 款 通則（第 81 条及び第 82 条）
 - 第 2 款 強制ライセンスの申請（第 83 条ないし第 86 条）
 - 第 3 款 強制ライセンスの付与、延期又は申請の拒絶（第 87 条ないし第 93 条）
 - 第 4 款 強制ライセンスの記録（第 94 条ないし第 96 条）
 - 第 5 款 強制ライセンスの実施（第 97 条ないし第 101 条）
 - 第 6 款 強制ライセンスの移転（第 102 条）
 - 第 7 款 強制ライセンスの終了（第 103 条ないし第 107 条）
 - 第 4 節 信託担保の客体としての特許（第 108 条）
- 第 8 章 政府による特許の実施（第 109 条ないし第 120 条）
- 第 9 章 小特許（第 121 条ないし第 124 条）
- 第 10 章 特許情報の文書化及びサービス（第 125 条）
- 第 11 章 費用（第 126 条ないし第 129 条）
- 第 12 章 特許の取消（第 130 条ないし第 141 条）
- 第 13 章 紛争解決
 - 第 1 節 通則（第 142 条及び第 143 条）
 - 第 2 節 訴訟手続（第 144 条ないし第 148 条）
 - 第 3 節 上訴（第 149 条ないし第 152 条）
 - 第 4 節 裁判外紛争解決（第 153 条及び第 154 条）
- 第 14 章 裁判所の仮処分（第 155 条ないし第 158 条）
- 第 15 章 調査（第 159 条）
- 第 16 章 禁止行為（第 160 条）
- 第 17 章 罰則（第 161 条ないし第 166 条）
- 第 18 章 雑則（第 167 及び第 168 条）
- 第 19 章 経過規定（第 169 条）
- 第 20 条 終則（第 170 条ないし第 173 条）